

長期にわたり療養を必要とする疾病にかかった者等の定期接種の機会の確保

ロタウイルス感染症およびインフルエンザを除く法の対象疾病について、対象者であった間に特別の事情があることにより受けることができなかつたと認められる方は、定期接種として接種することができます。

公益財団法人予防接種リサーチセンター発行の「予防接種ガイドライン」および厚生労働省作成の「定期接種実施要領」を確認し、該当する場合は「長期にわたり療養を必要とする疾病等による定期接種の遅延理由書」をコピーして記入し、予診票の上にクリップでとめてください。

《令和6年2月現在 厚生労働省「定期接種実施要領」より》

20 長期にわたり療養を必要とする疾病にかかった者等の定期接種の機会の確保

- (1) ロタウイルス感染症及びインフルエンザを除く法の対象疾病(以下「特定疾病」という。)について、それぞれ政令で定める予防接種の対象者であった者(当該特定疾病にかかっている者又はかかったことのある者その他施行規則第2条各号に規定する者を除く。)であつて、当該予防接種の対象者であった間に、(2)の特別の事情があることにより予防接種を受けることができなかつたと認められる者については、当該特別の事情がなくなった日から起算して2年(高齢者の肺炎球菌感染症に係る定期接種を受けることができなかつたと認められるものについては、当該特別の事情がなくなった日から起算して1年)を経過する日までの間((3)に掲げる疾病については、それぞれ、(3)に掲げるまでの間である場合に限る。)、当該特定疾病の定期接種の対象者とする。
- (2) 特別の事情
 - ア 次の(ア)から(ウ)までに掲げる疾病にかかったこと(やむを得ず定期接種を受けることができなかつた場合に限る。)
 - (ア) 重症複合免疫不全症、無ガンマグロブリン血症その他免疫の機能に支障を生じさせる重篤な疾病
 - (イ) 白血病、再生不良性貧血、重症筋無力症、若年性関節リウマチ、全身性エリテマトーデス、潰瘍性大腸炎、ネフローゼ症候群その他免疫の機能を抑制する治療を必要とする重篤な疾病
 - (ウ) (ア)又は(イ)の疾病に準ずると認められるもの
 - (注) 上記に該当する疾病の例は、別表2に掲げるとおりである。ただし、これは、別表2に掲げる疾病にかかったことのある者又はかかっている者が一律に予防接種不相当者であるということの意味するものではなく、予防接種実施の可否の判断は、あくまで予診を行う医師の診断の下、行われるべきものである。

- イ 臓器の移植を受けた後、免疫の機能を抑制する治療を受けたこと(やむを得ず定期接種を受けることができなかった場合に限る。)
- ウ 医学的知見に基づきア又はイに準ずると認められるもの
- エ 災害、ワクチンの大幅な供給不足その他これに類する事由が発生したこと(やむを得ず定期接種を受けることができなかった場合に限る。)

(3) 対象期間の特例

- ア ジフテリア、百日せき、急性灰白髄炎及び破傷風については、15 歳(沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオ混合ワクチンを使用する場合に限る。)に達するまでの間
- イ 結核については、4 歳に達するまでの間
- ウ Hib感染症については、10 歳に達するまでの間
- エ 小児の肺炎球菌感染症については、6 歳に達するまでの間

なお、令和 6 年 2 月現在、確定ではありませんが、五種混合ワクチン(DPT-IPV-Hib)も 15 歳に達するまでの間となる予定です。

最新の情報は、厚生労働省「予防接種情報」でご確認ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/kekkaaku-kansenshou/yobou-sesshu/index.html